

## 会員及び会費に関する規程

昭和44年	4月	1日	施行
昭和46年	4月	1日	一部改正
昭和50年	4月	1日	一部改正
昭和59年	9月	21日	一部改正
平成4年	5月	25日	全面改正
平成8年	3月	28日	一部改正
平成13年	6月	28日	一部改正
平成18年	7月	27日	一部改正
平成20年	9月	11日	一部改正
平成21年	5月	28日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正

(趣旨)

第1条 定款第19条の規定に基づく会員及び会費については、この規程に定めるところによる。

(会員制度の目的)

第2条 県民及び保健・医療・社会福祉事業関係者等の理解と協力を促進し、主体的参加と連帯による全県的な地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(会員の範囲)

第3条 本会の会員は、本会の趣旨、目的、事業に賛同する一般会員、特別会員及び賛助会員とする。

2 一般会員とは、別表第1に掲げるものをいう。

3 賛助会員とは、別表第2に掲げるものをいう。

(会員の権利・義務)

第4条 会員となるものは、会員及び会費に関する規程に基づき入会の手続きを経て、定められた会費を納める義務及び次の権利を有する。

2 一般会員は次に掲げる各号の権利を有する。

(1) 本会の定款及び理事・監事及び評議員選任規程の定めるところにより理事又は評議員になること。若しくは本会業務運営に関して評議員を通じて意見を述べること

(2) 本会に設置する部会・委員会・協議委員会規程及び各種委員会規程等の定めるところにより委員になること

- (3) 毎年度の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算の報告を受けること
- (4) 本会が発行する機関紙等の配布を受けること
- (5) 本会会長表彰を受けること
- (6) 研修及び外部評価事業の割引を受けること
- (7) 本会が主催する大会その他の行事に参加すること

3 賛助会員は次に掲げる各号の権利を有する。

- (1) 毎年度の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算の報告を受けること
- (2) 本会が発行する機関紙等の配布を受けること
- (3) 本会が主催する大会その他の行事に参加すること

(入会の手続)

第5条 会員になろうとするものは、別紙様式1及び別紙様式2による「入会申込書」により、会長の承認を得るものとする。この場合において、法人・団体及び施設であるときは、あらかじめ代表者を定めて入会の手続きを行うものとする。

- 2 会員である法人・団体及び施設において、その代表者に変更が生じたときは、速やかに、別紙様式3による「氏名等変更届」を提出するものとする。

(脱会の手続)

第6条 会員である法人・団体及び施設等で解散又は廃止したときは、脱会したものとする。

- 2 前項のほか、特別の事由により本会会員を脱会しようとするときは、別紙様式4による「脱会届」を提出し、理事会の承認を得て、脱会することができる。

(除名)

第7条 会員が、本会の名誉を傷つけ若しくは趣旨・目的に反する行動があった場合、又は故意に会費を滞納したときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(会費)

第8条 本会の会費は、別表第1及び別表第2の基準により算出した額とする。

- 2 県会費については、毎年度、双方協議のうえ、決定するものとする。
- 3 県立社会福祉施設の会費については、県会費に含むものとする。

(納 期)

第 9 条 会費の納期は毎年 6 月とし、年額一括納入するものとする。

(会費の免除)

第 10 条 会員が、火災・盗難等特別の事由により、会費を納入することができない場合には、別紙様式 5 による「免除申請書」を提出し、理事会の承認を得て会費の免除を受けることができる。

(補 則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会員及び会費に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この規程中第 3 条の入会手続については、現在会員であるものは所定の手続を経て理事会の承認を得たものとする。

附 則

この規程は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は議決の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 会員及び会費に関する規程（昭和 44 年 4 月 1 日施行）は廃止す
- 3 この規程施行の際、従前の規程により現に会員となっているものについては、この規程による会員とみなす。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。